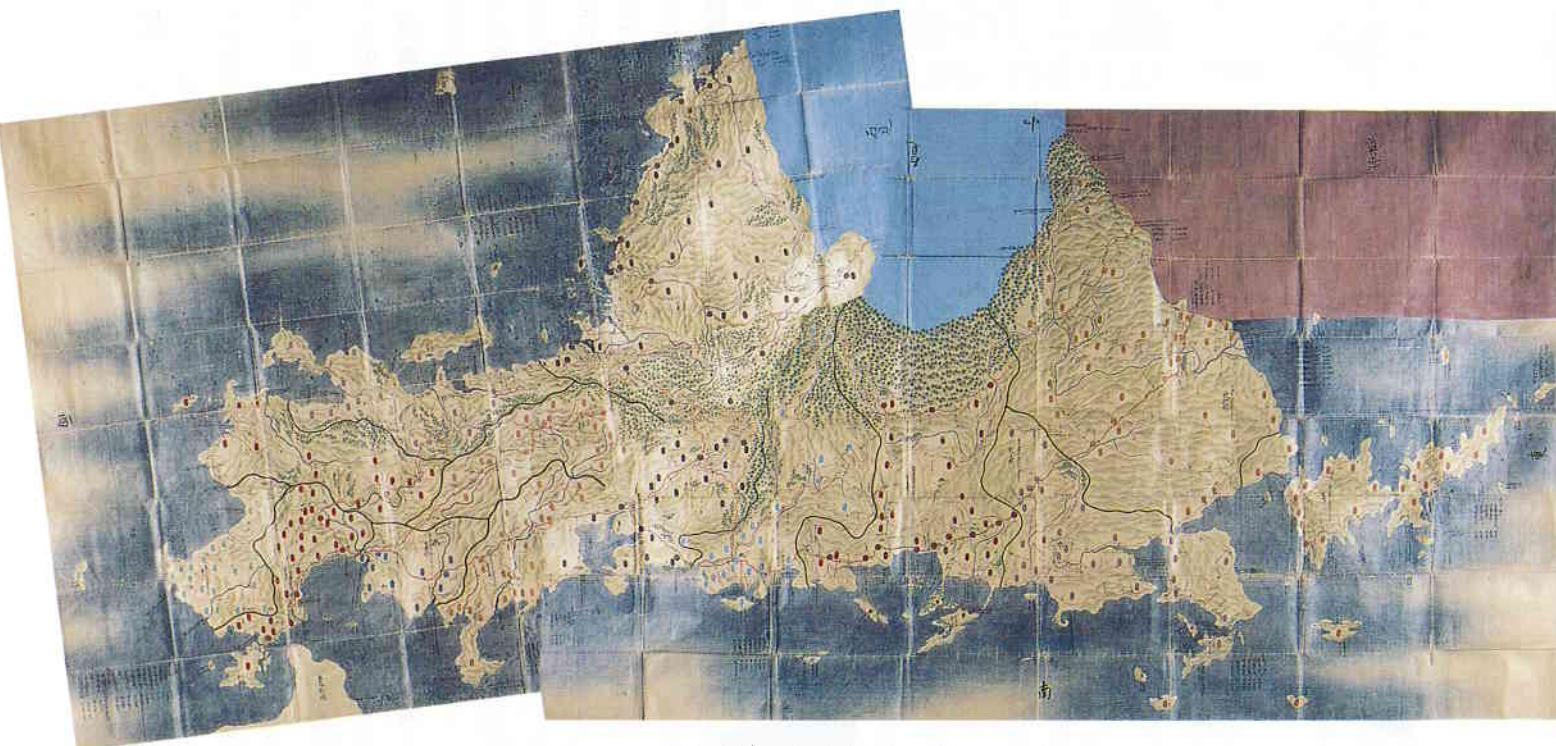


文書館ニュース

1998年 3月 No.32

編集・発行
山口県文書館(もんじょかん)
〒753-0083
山口市後河原150-1
TEL (0839)24-2116
FAX (0839)24-2117



この図は、山口県文書館所蔵（毛利家文庫）の「正保長門国絵図」（335×480cm）と「正保周防国絵図」（330×553cm）を合成したものです。

〈図版解説〉 正保国絵図(周防・長門)

江戸時代に、幕府の命令によって国ごとの大型彩色図が作成された。江戸幕府が国絵図を集めたのは慶長、正保、元禄、天保の各期であった。国絵図は国郡村の単位を基調にして作成されるのが内容上の基本的特徴である。村の所在は村形を用いて図示、郡別に色分けされた。正保国絵図以降は縮尺が6寸1里(2万1600分の1)に統一されたのをはじめ、絵図様式・内容の全国統一化が進んだ。

写真はそのうちの周防・長門両国の正保国絵図である。

正保国絵図は正保元年(1644)に、幕府大目付井上政重が主宰して、諸国の大名に命じて調進させたもので、防長両国の正保国絵図も幕府の示達した絵図基準にしたがって作

成されている。

周防は6郡で現在の郡に一致するが、長門は寛文4年(1664)印知以前の阿武・大津・美祢・厚東・厚狭・豊田・豊東・豊西の8郡による仕立である。

支藩のうち長府(毛利秀元)領と下松(毛利就隆)領は村形の緑色をもって本藩(毛利秀就)領と区別されるが、岩国(吉川広正)領は区別されない。岩国は幕府公認の支藩ではないとする幕府担当者の意向にしたがったものである。

なお、防長両国の場合、正保国絵図のほかに、慶長、元禄、天保の国絵図もすべて地元に現存している。慶長国絵図は宇部市立図書館、その他は全部当館(毛利家文庫)の所蔵である。

(河村克典)

目 次

- 〈図版解説〉 正保国絵図(周防・長門) (河村克典) 1
○旧県会議事堂調査と「戦前県庁文書」 大川畑博文(山口県旧県会議事堂設計監理事務所) 2
○毛利家文庫「通用物」の中世文書について 秋山伸隆(広島女子大学助教授) 3
〈新収文書の紹介〉 冷泉家文書について (小山良昌) 4
〈写真メモ〉 「毛利元就関係文書展」の一年 5

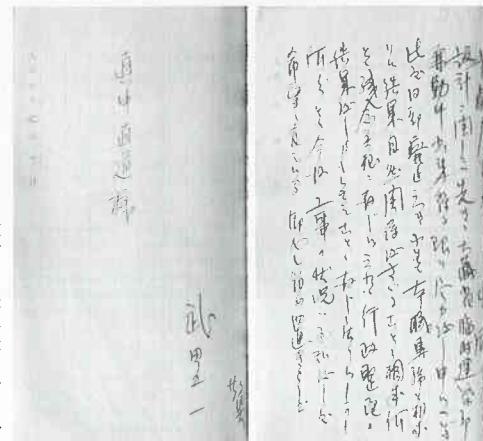
- 〈トピックス〉 「地下上申」と萩市・川上村の境界画定(百田昌夫) 6
〈トピックス〉 上関で古文書講座をスタートして四年 井上美登里(上関町) 7
〈寸言〉 風船の理論 ——市民の立場から— (宮本典彦) 7
〈閲覧室から〉 古文書筆写 金谷一夫(新南陽市) 8
・一九九八年度の行事(入門講座に受講者のメッセージ続々) 8

旧県会議事堂調査と

「戦前県庁文書」

大川畑 博文

山口県旧本庁舎（県政資料館）と旧県会議事堂（議会資料館、写真3）が重要な文化財に指定された建物であることは、多くの人の知るところですが、その建設に関係した当時の記録や図面類までもが重要文化財（附指定）に指定されています。ることは、あまり知られていないのではないかとあります。明治末から大正初期にかけて、県庁舎と県会議事堂の建設がどのように計画され実行されていったか、が文書館に残されているのです。



(写真1) 大正2年武田五一書簡

とは、実物の建物の調査に当たるための手始めとなる、大変重要なことです。

山口県文書館では主に平成八年一月から三月にかけて、山口県旧県会議事堂の工事関係記録を調べました。重要文化財「附指定」の記録は六冊あります。

これらの文書が文書館に保管されていることは、山口県文化財保護課の浅川専門員に教えていただきました。文書の閲覧方法から取り扱い方、目録から当建物に関係のあるそなものの選び出し方、その内容を見ることなど、一からはじめました。内容に至っては、行書や草書は分かりづらく判読するのは骨が折れる作業でした。それでも、近代の文書ですから比較的解読は容易な方だったと思います。

工事関係記録の内容は公文書、建築の設計や見積り、基礎工事、木工事、敷地等に関するものです。その中で〈縣廳舎改築之件 明治四十四年 土木課〉（『県庁戦前A土木誌』）の中には、当時の渡邊融山口県知事が橋本大蔵次官に、非公式ではありますが、新庁舎の設計を依頼している書簡（三週間後に公式依頼）や、妻木頼黄大蔵省臨時建築部長宛てた設計依嘱の書簡や、それに対する返事など、興味深いものがたくさんあります。

設計を担当したのは当時気鋭の建築家だった大熊喜邦と武田五一の両大蔵省技師ですが、武田五一は志半ばにして同年

六月に担当から外れることになります。その時の気持ちを綴った書簡が〈縣廳舎建築二関スル往復一件其の一〉明治十四年 土木課（『県庁戦前A土木誌』）の中にあります。内務部長の眞中直道に宛てたものですが、その一部を紹介します（写真1）。

新庁舎の建設に対する武田五一の情熱や愛着、中途解任の惜しみが滲み出ています。著名な建築家の直筆の手紙を目の当たりにして、何か胸に迫るものを感じました。新庁舎の上棟式は、大正四年九月二十四日に行われています。



(写真2) 大正4年新庁舎上棟式



(写真3) 現在の旧県会議事堂

「御縣々廳舍新築設計ニ関しては先ニ大蔵省臨時建築部兼勤中 出来得る限り尽力致し申候へども・何とも残念至極ニ存じ候 之れも行政整理の結果 致し方無きことと存じ居り候 しかし何分とも今後工事の状況は承知致し度希望ニ之有り候間御心し留め置き下され度い：」

当時の古写真（写真2）も文書館所蔵（行政資料「目で見る山口県の歴史178」）ですが、一つ残念なことは、現在判明している史料は当時に記録されていた史料の一部で、工事の仕様書に当たるものを見つかっておりません。また建物の内部を撮影した古い写真はごく一部の部屋のものしかなく、建物の復原をより綿密なものとするには、もっと史料を見る必要だと感じています。「まだ見ぬ史料が必要だと感じています。『まだ見ぬ史料が見たい』、これが今の希望です。これからも文書館で古文書に接するこ

とになると思いますが、古文書に初めて触れた時の感動を大切にしていきたいと思っています。

（山口県旧県会議事堂設計監理事務所、助文化財建造物保存技術協会技術職員）

毛利家文庫「遠用物」の中世文書について

秋山伸隆

毛利家文庫に「袋入文書」と呼ばれる大量の未整理史料があることは、関係者の間では常識であっても、一般の利用者にはあまり知られていない。昨年その一部が公開された「遠用物」のなかに、約100通の中世文書(慶長五年以前)の原本が含まれていたことは、大きな驚きであった。写真撮影のため全体を一覧した際の印象を中心に、「遠用物」公開の意義について述べてみたい。

「遠用物」の中世文書は、中世以来毛利家に伝来した文書と、近世以降に献上・購入などによって毛利家に入った文書に大別できる。

毛利家伝來文書としては、慶長年間を中心とする家臣起請文(一二通)がまず目に付く。『毛利家文書』に収録されている同時期の起請文と本来是一体のものである。惣国検地の奉行が、石見・備後の國衆から受けた「振舞」(接待)について弁明した起請文も含まれる。

応永四年(一三九七)嚴島社領注進状案は、後世の写ではなく、室町時代の案文である。当時の毛利氏と嚴島社は、高

継目裏花押
(桂元忠)



天文24年(1555)閏10月5日屋代島衆望地注文(遠用物・中世243)

されたものがそのまま伝來したのである。享保年間から毛利家伝來文書の整理を担当した永田政純が、この種のものは「御仕書」に含める価値はないと判断して除外したため、『毛利家文書』ではなく、「遠用物」として今日に伝えられたのであろう。

つまり『毛利家文書』は、永田によって選別された「御仕書」であり、ビデオテープにたとえると、「編集」された映像であることを常に自覚しておく必要がある。「編集」によってカットされた部分を「遠用物」や毛利博物館の「御蔵文書」によって再現し、毛利家伝來文書の全体像を再構成する必要があることを、「遠用物」は教えてくれるのである。

諸家文書のうち、もつともまとまつたものは二宮家文書である。『閥閱錄』卷六四、「譜錄」(に4)二宮太郎右衛門家の原本であり、毛利輝元自筆書状が半ばを占める。長井・寺内・杏屋家などの文書は、「閥閱錄」にはない新出文書であるが、大正五年瀬川秀雄三卿伝編纂所長が山口市野田の毛利家別邸で採訪して作成した謄写本があり、「毛利元就卿伝」には「野田毛利文書」として引用されている。しかし、原本には写では分からず重要な情報が含まれていることがある。

写真の文書は、嚴島合戦の直後、大方の警固衆の中核である屋代島衆が毛利

氏に服属する見返りとして所領の給与を要求し、元就(右)と隆元がそれを認めて花押を据えたものである。この文書は、かつて宇田川武久氏が「三卿編年文書」から引用して紹介されたことがある(「大

内氏警固衆の消長と毛利氏の水軍編成」、『軍事史学』一九)。原本を見ると三枚の紙が貼り継がれており、継目の裏には桂元忠と児玉就忠の花押がある。桂と児玉は元就の奉行人であり、屋代島衆との交渉を担当したのが、この両名であったことを示す。原本の紙継目裏花押を確認できたことによって、屋代島衆に対する懷柔工作が元就自身によって進められたことが明らかになったのである。

このように、「遠用物」の公開は、原本によってしか知り得ない情報を研究者に提供することによって、研究の深化に大いに寄与することが期待される。

(広島女子大学助教授)

「遠用物」近世前期・近代の公開スタート

昨年の中世に続き、今年2月、近世前期(正徳期まで)二七一九点と近代(明治以降)一二六点の閲覧提供に踏み切った。残る近世後期約九千点についても近日中に公開の予定。

(吉積久年)

<新収文書の紹介>

冷泉家文書について

冷泉家の概要

冷泉家は、大内氏の全盛時代を画し、山口に開府した大内弘世の五男・弘正を祖とし、代々大内氏を称していました。その第五代目大内義豊が京都冷泉家から妻を迎えたことから、六代目興豊時代以降「冷泉家」を称するようになったと云います。

興豊の子隆豊は武将として知られ、重臣として大内義隆に仕えていましたが、

陶晴賢の謀反により義隆が深川大寧寺において自害したとき、隆豊はその介錯にあたって自らも命を絶っており、義隆と共に大寧寺墓地に祀られています。

隆豊の子元豊は、毛利元就の家臣桂元澄の娘を娶り、毛利元就の家来として豈前国出兵中に柳ヶ浦で討ち死にしました。

その子元満は毛利輝元に仕え、朝鮮出兵に従軍して戦死しました。その後江戸時代を通じて萩藩の大組士に属しました。幕末には冷泉五郎が正義派志士として活躍しましたが、惜しくも俗論派のために暗殺されました。

幕末の正義派志士冷泉五郎所有の袖印。五郎は反対派俗論の手により、慶応元年明木権現原で暗殺されています。

冷泉家文書の概要

冷泉家文書の中心をなすものは、大内

氏・毛利氏時代に領主から押領した奉書類五巻(約一五〇点)の文書群です。その他には、冷泉家では最も勇名を馳せた隆豊の短冊、藤原・源・大内・毛利各系図の写し、武芸免許皆伝、冷泉家勤功書、書簡類などがあります。

また、文書以外では、冷泉家文書を収めていた「大内菱紋」が描かれた古櫃、正義派志士「長藩冷泉五郎」と書かれた諸隊袖印などがあります。

特徴的な文書

①「奉書類五巻」

大内氏・毛利氏時代に領主から冷泉家が押領したもの。内容は、応仁の乱以降の中世武家文書から近世初頭の朝鮮出兵など、武士の活躍した華やかな時代の文書が大半を占めます。

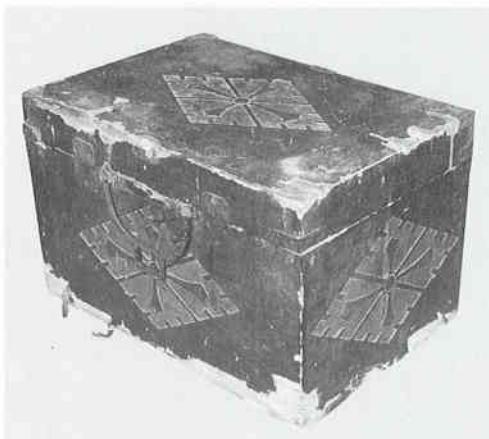
②「冷泉家譜録」

江戸時代中期に、萩藩では家臣の家に所属する系図や伝書、御判物などを差し出させ「譜録」と名づけました。これは、家臣の家の過去を知る一大史料群ですが、なぜか冷泉家譜録は欠落していました。

③「冷泉五郎諸隊袖印」

幕末の正義派志士冷泉五郎所有の袖印。五郎は反対派俗論の手により、慶応元年明木権現原で暗殺されています。

(小山良昌)



(左) 古櫃



(右) 天文11年(1542)冷泉隆豊軍忠状 (証判は大内義隆花押)

相次ぐ文書の寄贈・寄託

文書館では、今年度も逐次、行政文書、行政資料を受け入れています。

そのほか、文書の個人所有者から、多くの寄贈・寄託がありました。

目録整理が出来次第、順次、閲覧をスタートさせています(次表)。

今年度は、とくに、「冷泉家文書」の寄託のほか、「佐川家文書」、「小澤家文書」の寄贈が注目され、マスコミ報道の脚光を浴びました。

○寄贈文書(平成9年度)

名 称	点数	寄 贈 者
平中十郎文庫 (一般郷土史料)	26点	小野田市・高橋政清
佐川家文書	1点	阿東町・桑原忠夫
小澤家文書	29点	山口市・田中義郎
武本家文書	2182点	大島町・佐川昭
203点	長門市・武本喜美子	山口市・小澤登米子
496点	大島町・藤元武雄	秋芳町・鳥居和子
212点	徳山市・城晴彦	福岡県・井上義久
124点	大島町・藤元武雄	千葉県・津田信重
204点	徳山市・城晴彦	美祢市・湯藤春美
80点	大島町・藤元武雄	山口市・冷泉公隆

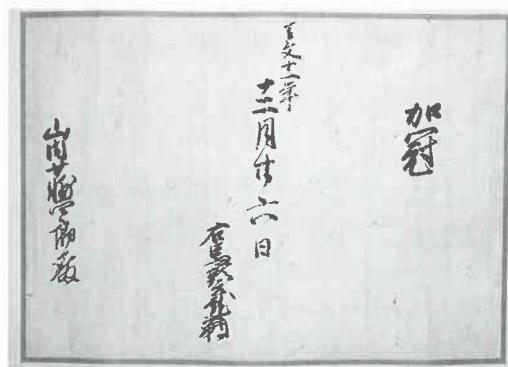
○寄託文書(平成9年度)

名 称	点数	寄 託 者
藤元家文書	342点	大島町・藤元武雄
城家文書	414点	秋芳町・鳥居和子
鳥居家文書	172点	福岡県・井上義久
井上家文書	21点	千葉県・津田信重
津田家文書	124点	美祢市・湯藤春美
河野家文書	80点	山口市・冷泉公隆
冷泉家文書	204点	大島町・藤元武雄

<写真メモ>

「毛利元就関係文書展」の一年

文書館では、普及活動の一環として、閲覧室の一角で月間小展示をしています。九七年二月より毛利元就生誕五百年の年にちなんで、「毛利元就関係文書展」のコーナーを開設して、館蔵文書を逐次紹介しました。



天文11年(1542)毛利元就加冠状
(山内家文書)

展示タイトル(2月~12月)											
12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	
毛利元就加冠状・一字状	元就と起請文	毛利元就と打渡坪付	厳島合戦後の「顎注文」	毛利元就の感状	元就への餐應料理	元就の一代記	元就と山代	毛利元就御詠歌	厳島合戦の前哨戦	毛利元就と厳島合戦	

天文11年(1542)毛利元就加冠状
(山内家文書)



天文23年毛利元就・同隆元連署起請文
(右田毛利家文書)

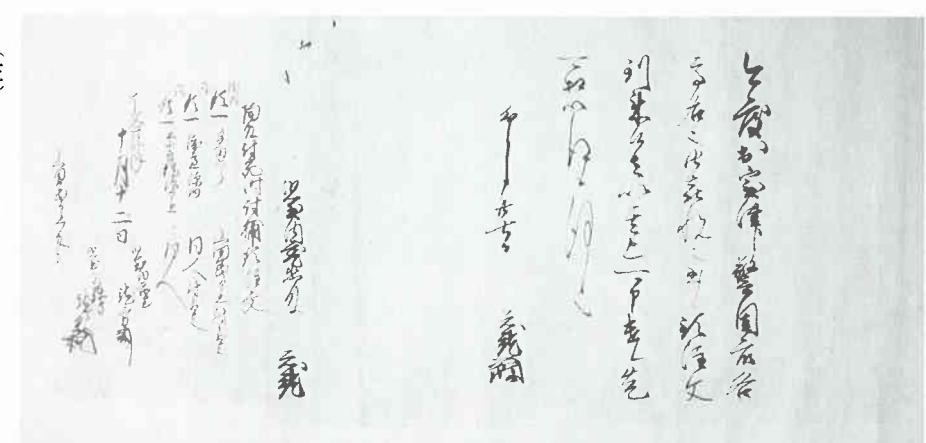


天文18年「元就公山口御下向之節響応次第」(毛利家文庫)



弘治2年(1556)毛利元就書状

(左)
天文24年兒玉就秋・同就方連署顎注文
(山田家文書)



弘治4年 毛利元就打渡坪付(山田家文書)



嚴島合戦(弘治元年)の諸軍記(毛利家文庫)

トピックス

「地下上申」と萩市・川上村の境界画定

(一七四〇年)

(一九九七年)

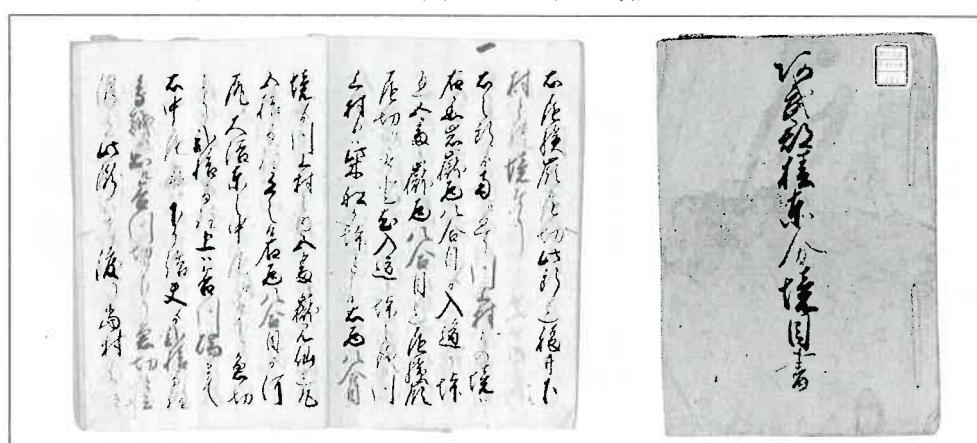
文書館調査室(閲覧室)には、歴史研究のための調査ばかりでなく、実生活上、あるいは行政上のニーズに応えるデータバンクとしての役割があります。近年、この面での増加が目立ってきています。

昨年八月、「ごらんのような各紙の報道がありました。「萩市大字椿東二六〇番地」の土地と「川上村八六二番」の土地の境界が、従来特定できず、国土地理院発行の地形図上も、長年、「境界未定」

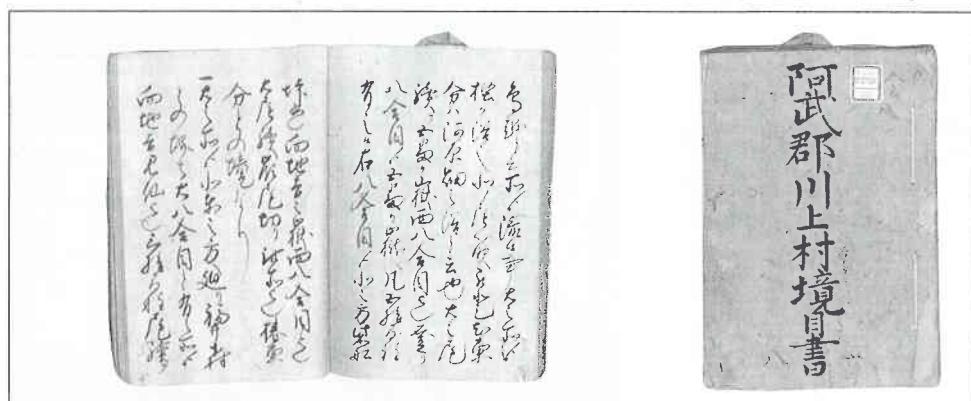


(上) 1997年の境界画定 (日本経済新聞 1997年8月29日付)

(下) 1740年の「地下上申(じげじょうしん)」



「阿武郡椿東分境目書」右葉5行目に「五番か嶽西八合目迄(尾続)」云々



「阿武郡川上村境目書」右葉4行目に「五番か嶽西八合目迄(登り)」云々

と表示されていたのです。

回の萩市・川上村両者の合意の足掛かりでした。

文書館蔵の「阿武郡川上村境目書」、
「阿武郡椿東分境目書」(県庁伝來旧藩記
録、「地下上申」のうち)の「五番か嶽
(基盤ヶ嶽)西八合目」という記事が、今

たすことになりました。(百田昌夫)
たちには意想外の役目を、この文書が果

<トピックス>

上関町で古文書講座をスタートして四年

井上 美登里（上関町）

四年前の平成六年八月八日、講座生十五名で、古文書講座の第一回がスタートしました。江戸時代の朝鮮通信使にかかる「御番所」の保存運動があり、平成四年に町指定の文化財（「上関番所（旧秋月家）」）になったのが、きっかけでした。

講座は月二回、第二・四月曜日。二班



復元修理後の「御番所」

に分かれて、読みながら原稿の下書きを書いていき、ページ毎に福本幸夫先生（柳井市文化財室）から文字、文章の読み方、意味の説明をしていただきます。テキストは、一回に十五~十四ページ、原稿用紙で五~七枚です。

解説が進むにつれて、ぜひ解説書を出

これらの古文書と解説書は、地域の歴史に分かれて、読みながら原稿の下書きを書いていき、ページ毎に福本幸夫先生（柳井市文化財室）から文字、文章の読み方、意味の説明をしていただきます。テキストは、一回に十五~十四ページ、原稿用紙で五~七枚です。

したいとの要望が高まり、ワープロ印字の手作りで、制作に取りかかりました。その一冊目は、「御番所復元工事の竣工式にあわせて、発刊することができました（題名「朝鮮通信使上関記録」、B5判・本文二三〇頁、平成八年七月）。その後、次々に刊行を進めて、五冊目、六冊目は、「上関御番所記録」、「上関物頭勤書」（いずれも県文書館「毛利家文庫」）です。

史にひとつ確実なイメージを示し、さまざまなか付けをしてくれます。

今後、わが町上関を躍動性のある町にしていくため、得た知識をどのように活用していくか、また、自分たちの果たせる役割は何かという課題があります。そこに向かって、時間がかかるても、自助にしていければと、願っています。

へす 言

風船の理論

—市民の立場から—

どんな権利も絶対的なものではないと

いうことを理解すべきではない。基本的人権、基本的人権とよくいうが、それら権利も、お互いが衝突する立場になる場合が、往々にしてある。その場合は、双方の権利が、お互いに一步引いてこそ、真の意味での権利の確保になる。このことは、風船の理論と俗にいわれるものである。大きくふくらんだ風船を左右から合わせて押すと、お互いが少しづつ引込む。そのまま無理に強く押し続けると、片方のみならず両方が割れてしまう場合もある。その修復は大変なこととなる。

人権に対する考え方も同じことなのである。あまりに、お互いが権利を主張する

と、かえってその権利を制約する理論にまで逆に発展してしまふ恐れすらあるからである。

少年Aに対する某誌の報道に対しても、いろいろな評価、様々な理論がある。一方では、報道の自由、出版の自由等を掲げ、一方では、少年の将来をも考えての権利保護等を、更には、被害者側から、被害者のプライバシー保護や、家族の心的苦悩面等々からの主張がなされている。はあるが、その反面、プライバシーの保護、特に個人情報の保護も真剣に考えなければならない。基本的人権の理論には、個々人の市民的生活の権利保護といふ

ことが、その大きな歩みの中に存在したのではなかったか。私は裸の王様ならぬ、裸の市民にさせてはならないと思つてい

る。いため、お互いが、少しづつ引くことを考える余地があつたのではないかと、私は個人的には思う。特に、某誌の報道については、少々行き過ぎの感を抱かざ

るを得なかつたのは、私だけではないのではないだろうか。

文書館にも、情報公開の波が押し寄せてきた。アカイフズの世界で、世界的にかつ慣習法的な考え方としても捉えられてきたいわゆる三十年公開原則も揺らいでいる。情報公開も大変結構なことであります。そこで、その反面、プライバシーの保護、特に個人情報の保護も真剣に考えなければならぬ。基本的人権の理論には、個々人の市民的生活の権利保護といふ

ことが、その大きな歩みの中に存在したのではなかったか。私は裸の王様ならぬ、裸の市民にさせてはならないと思つてい

る。いため、お互いが、少しづつ引くことを考える余地があつたのではないかと、私は個人的には思う。特に、某誌の報道

成は、慎重に考えるべきなのである。

（宮本典彦）

入門講座に受講希望者のメッセージ統々

一九九八年度の行事

新年度にスタートする「古文書入門講座」(4月～9月、毎月第2土曜日)には、予想外の多数申込みがあり、急遽、「第4土曜日」にも、講座を増設することになりました。女性の参加希望が多いのも特徴です。申込みハガキには、たとえば、次のような声が寄せられています。

〈閲覧室から〉

古文書筆写

金谷 一夫

定年退職後、ふとしたきっかけで「古文書」を知り、地元の諸先輩のご指導を受けながら次第に熱中して参りました。

解説に少し自信がついて来た頃、兼々興味をもっていた故人の実績を調べた

く、大胆にも文書館を訪ねました。専門研究員の親切なアドバイスを受け、初めて実物の古文書を手にした時の印象は今も忘れておりません。

最初は要点だけノートに書き取り、家で復習すると、解説力の拙さもあってか要点のどちら方も悪く、結局次の

読める様になると楽しいのでは、と思っています。」(小郡町、女性)

「大学の国文科で古文を学びましたが、それ以後遠ざかっております。美術館や

博物館などで時々目にする古文書などが、少しでも読めたらいいなと思っておりました。

(下関市、女性)

「別の場所で古文書講座を一度受講したことがあります。辞書の引き方など、ご基礎的なところから教えていただきたいと思います。」(宇部市、女性)

日も同じ頁を読みなおすといった状態

でして、それが無駄だと気がつきました。そこで次からは全文筆写すること

にしました。毎日が日曜日の私には時間はたっぷりあります。全文筆写・清書することとは思っていた以上に効を奏しました。つまり自然に解説力が提高了したこと、家にいて何度も読みなおせることで内容も正確に理解できることでした。

【文書館ワーク】

・期間 1月21日(木)～27日(水)(予定)
 ・会場 文書館
 ・対象 (一般)
 ・内容 (鋭意、準備中)……

【月間小展示】

・期間 毎月、月替わりで文書館蔵文書の紹介
 ・会場 文書館(小展示コーナー)
 ・内容 4月～来年3月

【古文書基礎講座(美東町)】

・期間 6月16日～7月14日
 (毎週第2火曜日、計5回)

・会場 美東町市民センター

・申込先 美東町教育委員会(文化係)

・対象 一般(申込6月8日〆切)

・期間 4月11日～9月12日
 (毎月第2土曜日、計6回)

・会場 文書館

・期間 4月25日～9月26日
 (毎月第4土曜日、計6回)

・会場 文書館

・期間 8月24日(月)～27日(木)
 (連続4日間)

・対象 一般(事前申込)

・期間 10月17日～3月13日
 (毎月第2土曜日、計6回)

・会場 文書館

・期間 4月11日～9月12日
 (毎月第2土曜日、計6回)

・会場 文書館

・期間 4月25日～9月26日
 (毎月第4土曜日、計6回)

・会場 文書館

・期間 8月24日(月)～27日(木)
 (連続4日間)

・対象 一般(事前申込)

・期間 1月21日(木)～27日(水)(予定)
 ・会場 文書館

・対象 (一般)

・内容 (鋭意、準備中)……